

東京都廃棄物条例（平成四年東京都条例第四百十号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

目次（現行のとおり）
 第一条から第二十七条まで（現行のとおり）
 別表（第二十一条関係）

目次（略）
 第一条から第二十七条まで（略）
 別表（第二十一条関係）

事務	名称	額	徴収時期
一（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
二 法第八条の二の二第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の定期検査	一般廃棄物処理施設定期検査手数料	三万三千元	定期検査申請のとき。
三（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
四 法第九条の二の四第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の熱回収施設に係る認定の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設の熱回収施設認定申請手数料	三万三千元	認定申請のとき。
一（略）	（略）	（略）	（略）
二（略）	（略）	（略）	（略）

<p>五 法第九条の二の四第二項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の熱回収施設認定更新の申請に対する審査</p>	<p>一般廃棄物処理施設の熱回収施設認定更新申請手数料</p>	<p>二万七千円</p>	<p>更新申請のとき。</p>
<p>六 (現行のとお り)</p>	<p>(現行のとお り)</p>	<p>(現行のとお り)</p>	<p>(現行のとお り)</p>
<p>七 (現行のとお り)</p>	<p>(現行のとお り)</p>	<p>(現行のとお り)</p>	<p>(現行のとお り)</p>
<p>八 (現行のとお り)</p>	<p>(現行のとお り)</p>	<p>(現行のとお り)</p>	<p>(現行のとお り)</p>
<p>九 (現行のとお り)</p>	<p>(現行のとお り)</p>	<p>(現行のとお り)</p>	<p>(現行のとお り)</p>
<p>十 (現行のとお り)</p>	<p>(現行のとお り)</p>	<p>(現行のとお り)</p>	<p>(現行のとお り)</p>
<p>十一 (現行のとお り)</p>	<p>(現行のとお り)</p>	<p>(現行のとお り)</p>	<p>(現行のとお り)</p>
<p>十二 (現行のとお り)</p>	<p>(現行のとお り)</p>	<p>(現行のとお り)</p>	<p>(現行のとお り)</p>
<p>十三 (現行のとお り)</p>	<p>(現行のとお り)</p>	<p>(現行のとお り)</p>	<p>(現行のとお り)</p>
<p>三 (略)</p>	<p>四 (略)</p>	<p>五 (略)</p>	<p>六 (略)</p>
<p>七 (略)</p>	<p>八 (略)</p>	<p>九 (略)</p>	<p>十 (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

許可に係る事項 の変更の許可の 申請に対する審 査	二十三 法第十五 条の三の三第一 項の規定に基づ く産業廃棄物処 理施設の熱回収 施設に係る認定 の申請に対する 審査	産業廃棄物処 理施設の熱回 収施設認定申 請手数料	三万三千元	認定申請の とき。
二十四 法第十五 条の三の三第二 項の規定に基づ く産業廃棄物処 理施設の熱回収 施設に係る認定 の更新の申請に 対する審査	産業廃棄物処 理施設の熱回 収施設認定更 新申請手数料	二万七千元	更新申請の とき。	
二十五 (現行の とおり)	(現行のとお り)	(現行のとお り)	(現行のと おり)	
二十六 (現行の とおり)	(現行のとお り)	(現行のとお り)	(現行のと おり)	
二十七 (現行の とおり)	(現行のとお り)	(現行のとお り)	(現行のと おり)	
可に係る事項の 変更の許可の申 請に対する審査	十九 (略)	(略)	(略)	(略)
	二十 (略)	(略)	(略)	(略)
	二十一 (略)	(略)	(略)	(略)